

埼玉県ケアラー支援計画骨子（案）について

I 計画の趣旨

ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため新たに計画を策定

- ・ケアラーの孤立化、悩みを声に出しにくい環境
- ・18歳未満のヤングケアラーの存在

II 計画の性格

- 埼玉県ケアラー支援条例第9条に規定する計画
- 高齢、障害、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載した計画

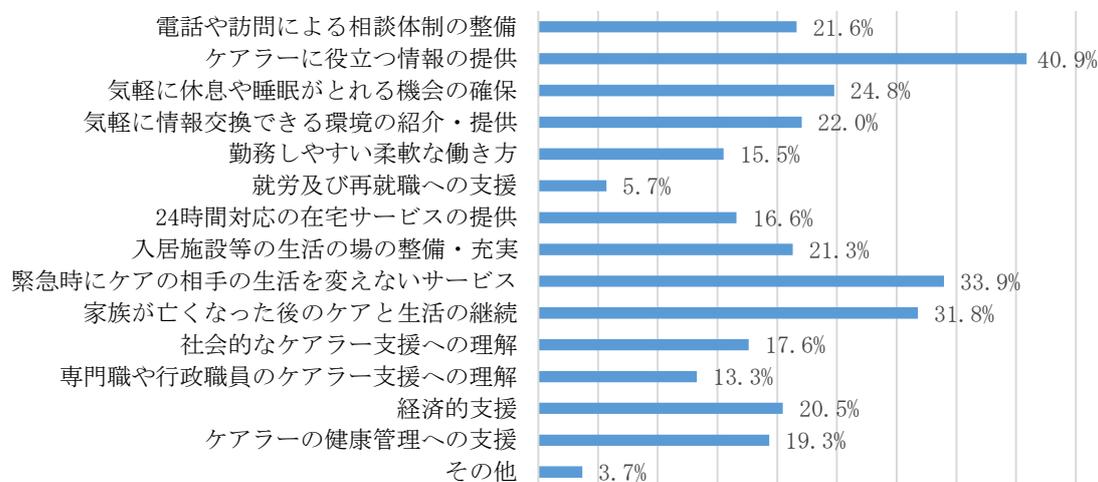
III 計画の期間

令和3年度～令和5年度（3か年）

Ⅳ ケアラーの状況

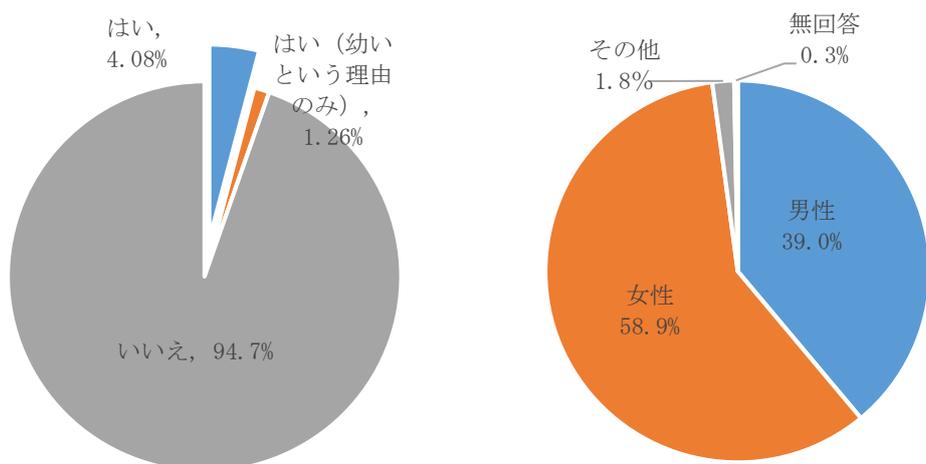
1 ケアラー実態調査

(1) ケアラーに必要と思われる支援



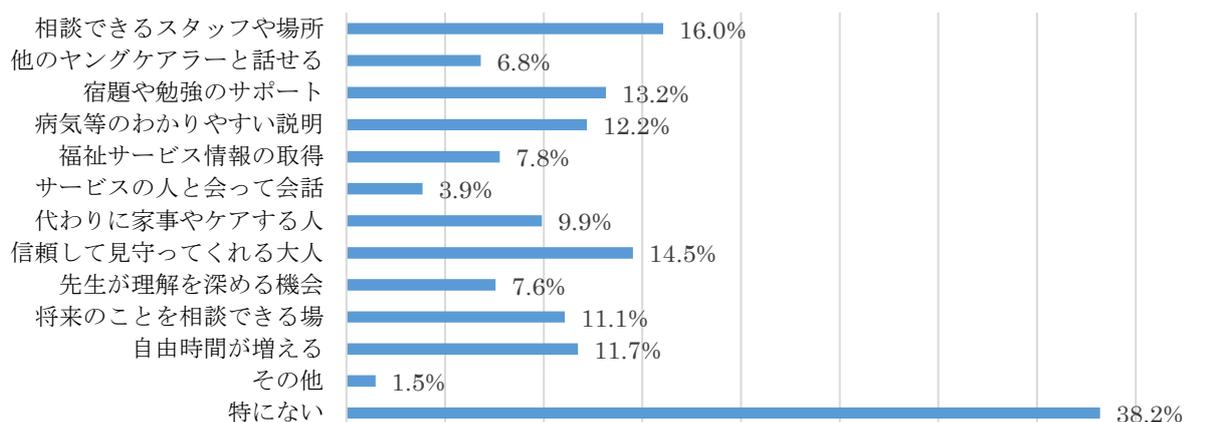
2 ヤングケアラー実態調査

(1) ヤングケアラーの存在率



※「はい」のうち、障害や病気ではなくケアの相手が幼いという理由のみでケアをしている方は除外

(2) ヤングケアラーに必要と思われる支援



V 課題

1 社会的認知度の向上

条例の基本理念である「ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支える」ために、県民や事業者がその存在を認識することが重要です。

2 情報提供と相談体制の整備など支援体制の構築

- ・ ケアラーやヤングケアラーが抱える様々な悩みや求めている情報の提供に応じるための相談体制の整備が必要です。
- ・ 被介護者のケアや生活が途切れることなく継続されるよう必要な支援を提供していくことが必要です。

3 孤立の防止

- ・ 地域でのネットワークの構築や居場所づくりが必要です。
- ・ 働き続けながらケアできる環境を整えていくことが必要です。

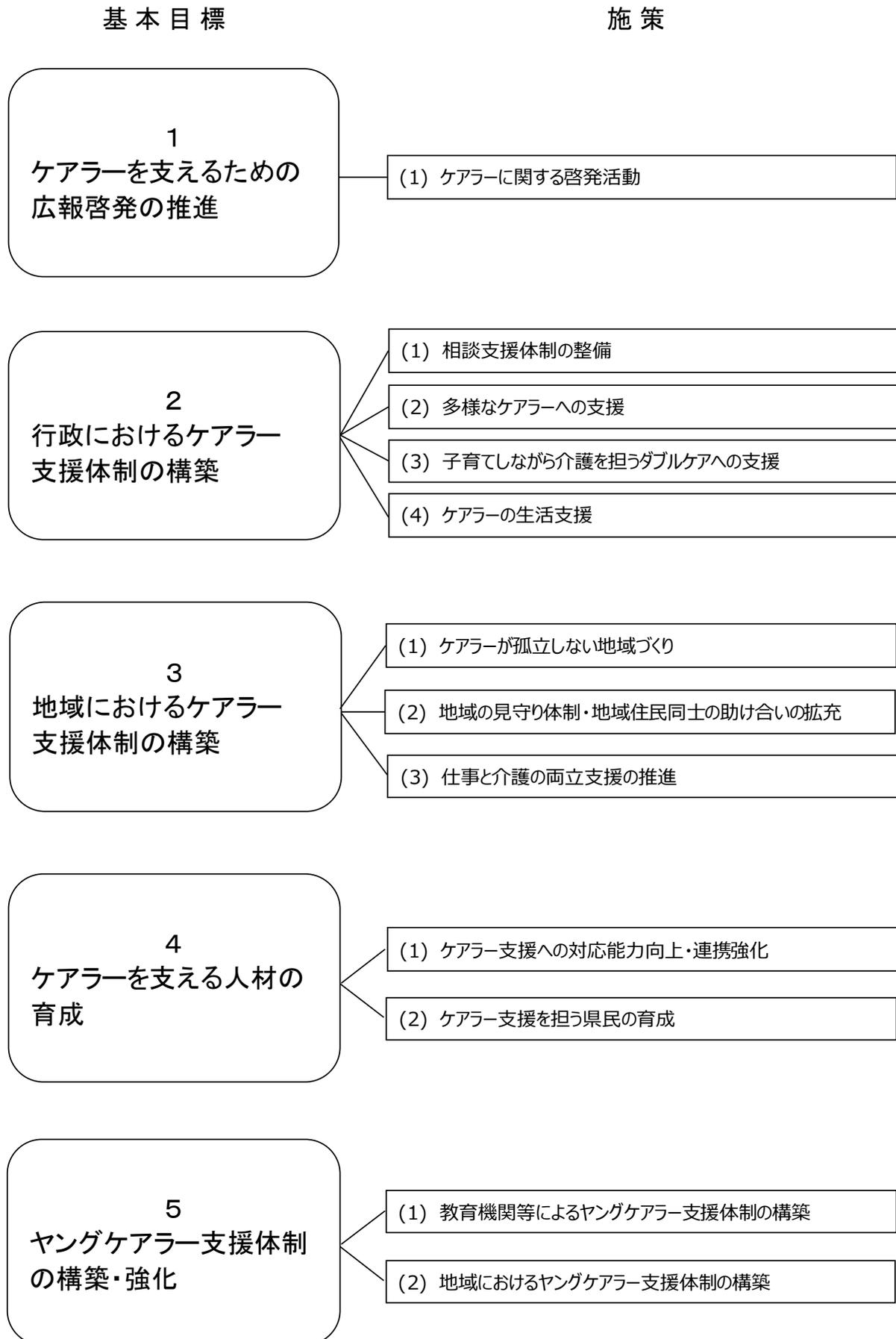
4 支援を担う関係機関の人材の育成

ケアラーからの相談を担う可能性がある関係機関の職員等が、ケアラー支援について理解するなど人材の育成が必要です。

5 ヤングケアラー支援体制の構築

- ・ ヤングケアラー本人を信頼して見守ってくれる大人を増やすことが必要です。
- ・ 困ったときに相談できる場の整備や関係支援機関の人材育成が必要です。

VI 施策の体系



Ⅶ 主な施策

基本目標 1 ケアラーを支えるための広報啓発の推進

(1) ケアラーに関する啓発活動

- ケアラーに関する理解を促進するため、県の広報媒体を活用した啓発事業を推進
- ケアラー支援に関する集中的な啓発期間の創設など、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体が連携した啓発活動の実施

基本目標 2 行政におけるケアラー支援体制の構築

(1) 相談支援体制の整備

- ケアラーからの相談などに対応するため、重層的な支援体制（包括的な相談支援体制）の整備に取り組む市町村に対し、地域包括ケア総合支援チームによる支援やアドバイザーを派遣
- 市町村における相談支援体制（重層的支援体制整備事業）に関する先進事例の情報を提供

(2) 多様なケアラーへの支援

- ショートステイやデイサービスなど、一時的に休息しリフレッシュできる環境の整備とサービスの充実、ケアラーへの周知
- 高次脳機能障害とその家族に対する地域での支援を充実するため、医療、福祉、介護などの支援に関わる職員に対する研修やピア・カウンセリングの実施
- 医療的ケアを必要とする超重症心身障害児等を在宅で介護する家族に対するレスパイトケアを充実するための受入れ施設への支援
- ケアラーのレスパイト等を目的に、人工呼吸器を装着している病状安定在宅難病患者を対象とした一時的入院の実施

(3) 子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援

- 子育てしながら介護を担うケアラーからの相談に応じ子育て家庭が地域で孤立しないよう地域子育て支援拠点の整備と質の充実
- 子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦や保護者が介護等のケアを担っている状態であることに気づいた場合の福祉部門等との連携による適切な支援

(4) ケアラーの生活支援

- 生活困窮の状態にあるケアラーの課題に応じた生活困窮者自立支援制度の活用などによる自立支援

基本目標 3 地域におけるケアラー支援体制の構築

(1) ケアラーが孤立しない地域づくり

- 市町村や市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域の団体等による介護者サロンの立ち上げ・運営の支援
- 子どもの居場所などヤングケアラーにとって安心して過ごせる場を増やすための、地域で活動する団体等への働きかけ

(2) 地域の見守り体制・地域住民同士の助け合いの拡充

- 地域で孤立しがちなケアラー等の把握や見守り、生活相談に対する助言や、必要なサービスにつなげるなど大きな役割が期待される民生委員・児童委員に対する研修の実施、活動の支援
- ケアラーを地域で支えるため、地域においてケアラー支援の取組や事業の立ち上げ等を行うNPOやボランティア団体等を支援

(3) 仕事と介護の両立支援の推進

- 企業や事業所の依頼に基づき、専門の相談員がアドバイザーとして県内の企業に出向き、両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などを助言
- 介護・子育て等と仕事との両立に悩む勤労者を対象に、専門

の相談員による相談を受け、情報を提供することで、介護や育児に伴う休暇・休業の取得等、さまざまな制度及びサービスの活用を促し、離職を防止し、仕事との両立を支援

基本目標 4 ケアラーを支える人材の育成

(1) ケアラー支援への対応能力向上・連携強化

- 地域包括支援センター職員等に対し、ケアラーからの相談に対応するための研修を実施

(2) ケアラー支援を担う県民の育成

- 県政出前講座等により住民や関係団体にケアラー支援の必要性を啓発

基本目標 5 ヤングケアラー支援体制の構築・強化

(1) 教育機関等によるヤングケアラー支援体制の構築

- ヤングケアラーに対し、適切な対応や支援を行うため、教職員を対象とした研修を充実
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを対象とした研修を通じて、ヤングケアラーへの支援に関する理解を促進

(2) 地域におけるヤングケアラー支援体制の構築

- ヤングケアラーへの適切な支援につなげるために、教育機関と福祉部門の連携が図られやすくなるよう、検討の場を設置